

## 市における地域公共交通を検討する体制

### 段階1：提案

- ・地域、交通事業者、市のいずれもが「おでかけ」を守るための提案ができる。

飯能市公共交通  
庁内検討委員  
会等

地域

(例) 地域内の交通手段を検討したい。

交通事業者

(例) ●●の路線を合理化したい。

市

(例) ○○施設へ行く路線を検討したい。

### 段階2：必要性の検討・実施に向けての協議

- ・地域からの提案については、地域が中心となり、地域住民の代表者及び市による検討組織を設置し、必要性や需要、責任分担などを協議、検討する。
- ・交通事業者または市からの提案については、交通事業者及び市で協議、検討をする。

地域からの提案

地域住民の代表者

市

- ・地域が中心となり、地域住民の代表者、市による検討組織を立ち上げ検討する。

交通事業者または市からの提案

交通事業者

市

- ・交通事業者と市で協議、検討する。

### 段階3：実施に際しての協議・合意

- ・飯能市地域公共交通対策協議会（法定協議会）で、提案等を協議する。

※専門の事項の調査をするため、必要に応じて分科会を置くことができる。

分科会

分科会

分科会

分科会

分科会

実証実験、検証、実施前協議等

- ・合意を得られない場合は、計画等を再検討する。

### 段階4：実施に向けての手続き等

- ・関係機関等との調整等を進める。